

昭和二十五年七月二十一日提出
質問 第三二二号

定期乗合自動車営業の独占排除に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年七月二十一日

提出者 圖 司 安 正

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

定期乗合自動車営業の独占排除に関する質問主意書

政府は、定期乗合自動車営業に関しては、戦時統制をそのまま継続し、依然として既設会社の独占を保護し、新規出願は運輸審議会及び道路運送監理委員を内面指導して、極力不許可の方針をとりつつありと聞くことはなほ遺憾である。については、次の諸点につき質問する。

一 昭和二十三年度以降運輸省が新規に営業を許可したる会社名及びキロ数を都道府県別に明示された
い。

二 一路線について一営業者に属するもの及び復数営業者に属するものの路線名及びキロ数を都道府県別に明示されたい。

三 一路線一営業主義は、事業者団体法又は独禁法の趣旨に反すると思うが政府の所見如何。

四 一路線一営業主義はサボタージュ又はストライキにより公共の福祉を害せらるるの危険に常時さらされるものと思うが、政府の所見如何。

右質問する。